

鳥取県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成22年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成23年11月14日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 興 治 英 夫
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監査実施 機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	137	137	137	0
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	51	51	34	17
警 察 本 部	10	10	6	4
委 員 会 等	3	3	3	0
県 議 会 事 務 局	1	1	1	0
合 計	(206) 208	(206) 208	(184) 187	(22) 21

注1 機関の数は、総合事務所の各局を1機関とし、農林総合研究所の企画総務部及び各試験場を1機関としている。

2 合計欄の（ ）は前年度の数である。

(4) 監査実施期間

平成23年3月17日から同年9月7日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 山本 光範
同 米田 由起枝

同 伊木 隆司
同 山根 眞知子
同 興治 英夫
同 前田 八壽彦

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 興治英夫及び前田八壽彦は、県議会事務局について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を指摘事項とし、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査実施機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを注意事項として、該当する部局長及び監査実施機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

ア 予算事務

予算令達額不足のまま一般起案で契約

イ 収入事務

調定の漏れ又は調定金額の誤り、調定の遅延、証紙徴収整理簿の記載誤りその他の収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

支出金額の誤り、契約伺への債務負担行為の議決書等の写しの未添付その他の支出事務手続の不適正

エ 契約事務

発注伺の未作成、契約書の条項の記載漏れ、契約書に定める書類の未受理、検査員の任命伺の未作成その他の契約事務手続の不適正

オ 補助金等事務

交付申請書の受理の遅延、実績報告書の受理の遅延、額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務手続の不適正

カ 財産管理事務

郵券印紙受払簿の確認の不備、タクシーチケット利用承認（報告）簿の確認の不備、物品保管主任の任命伺の未作成、不動産等借受簿の未整備その他の財産管理事務手続の不適正

キ その他の事務

歳入歳出外現金の証拠書類の未編さんその他の事務手続の不適正

(2) 実施機関別の状況

ア 統轄監

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
総 務 課	平成23年9月7日	実 地 監 査
県 政 推 進 課	平成23年8月24日	〃
広 報 課	平成23年9月1日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 防災局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
防災チーム	平成23年9月1日	実地監査
危機管理チーム	〃	〃
消防チーム	〃	〃
消防防災航空センター	平成23年4月19日	〃
消防学校	平成23年4月27日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 平成22年度J-ALERT整備工事外1件に係る工事請負費について、支出金額に誤りがあった。(防災チーム)

ウ 総務部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
財政課	平成23年9月6日	実地監査
政策法務課	平成23年9月1日	〃
県民課	平成23年8月4日	〃
税務課	平成23年8月23日	〃
営繕課	〃	〃
東京本部	平成23年4月13日	〃
関西本部	平成23年4月14日	〃
名古屋本部	平成23年4月13日	〃
人事企画課	平成23年8月23日	〃
業務効率推進課	〃	〃
財源確保推進課	平成23年9月6日	〃
職員人材開発センター	平成23年6月15日	〃
福利厚生課	平成23年8月23日	〃
人権・同和対策課	〃	〃
公文書館	平成23年7月8日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 雑入(自動販売機設置に係る第3四半期分電気代)について、調定を行っていなかった。(職員人材開発センター)

エ 企画部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企画課	平成23年9月7日	実地監査

青少年・文教課	平成23年8月24日	〃
新生公立大学設立準備室	〃	〃
統計課	平成23年8月4日	〃
男女共同参画推進課	〃	〃
情報政策課	平成23年8月23日	〃
自治振興課	平成23年9月2日	〃
移住定住促進課	平成23年8月24日	〃
中山間地域振興課	〃	〃
協働連携推進課	平成23年8月4日	〃
交通政策課	平成23年8月23日	〃
男女共同参画センター	平成23年6月7日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

オ 文化観光局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
文化政策課	平成23年9月6日	実地監査
交流推進課	平成23年8月23日	〃
観光政策課	平成23年8月4日	〃
国際観光推進課	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

カ 福祉保健部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
福祉保健課	平成23年9月7日	実地監査
障がい福祉課	平成23年9月1日	〃
子ども発達支援課	平成23年8月24日	〃
長寿社会課	平成23年9月1日	〃
子育て支援総室	〃	〃
医療政策課	平成23年8月23日	〃
医療指導課	〃	〃
健康政策課	平成23年8月4日	〃
皆成学園	平成23年4月26日	〃
総合療育センター	平成23年4月27日	〃
鳥取療育園	平成23年5月18日	〃
中部療育園	平成23年4月26日	〃
福祉相談センター	平成23年5月18日	〃
倉吉児童相談所	〃	〃
米子児童相談所	平成23年4月20日	〃
喜多原学園	平成23年4月19日	〃
保育専門学院	平成23年4月26日	〃
鳥取看護専門学校	平成23年5月18日	〃

倉吉総合看護専門学校	平成23年4月26日	〃
精神保健福祉センター	平成23年5月18日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 平成20年度鳥取県社会福祉協議会補助金について、額の確定が遅延するとともに、当該補助金の返還金の調定が遅延していた。(福祉保健課)
- 会議の参加等に係る普通旅費について、支出金額に誤りがあった。(総合療育センター)
- 鳥取県安心子ども基金特別対策事業補助金(児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業)について、実績報告書の受理が遅延していた。(福祉相談センター)
- 児童措置費負担金について、調定を行っていないものがあった。(米子児童相談所)
- 郵券について、郵券印紙受払簿の残高と現物の残高が合致しておらず、また、亡失事故を知事に報告していなかった。(喜多原学園)

キ 生活環境部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
環境立県推進課	平成23年9月6日	実地監査
水・大気環境課	平成23年9月2日	〃
衛生環境研究所	平成23年7月8日	〃
循環型社会推進課	平成23年8月4日	〃
景観まちづくり課	〃	〃
公園自然課	平成23年8月24日	〃
砂丘事務所	平成23年8月4日	〃
くらしの安心推進課	平成23年9月2日	〃
消費生活センター	平成23年6月8日	〃
住宅政策課	平成23年9月6日	〃
食肉衛生検査所	平成23年6月7日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ク 商工労働部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
商工政策室	平成23年9月6日	実地監査
経済通商総室	〃	〃
雇用人材総室	〃	〃
産業振興総室	〃	〃
市場開拓課	平成23年8月4日	〃
食のみやこ推進課	〃	〃
倉吉高等技術専門学校	平成23年4月19日	〃
米子高等技術専門学校	平成23年4月20日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ケ 農林水産部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
農政課	平成23年9月6日	実地監査
農業大 学 校	平成23年6月7日	〃
経営支援課	平成23年8月24日	〃
生産振興課	平成23年8月4日	〃
畜産課	平成23年9月1日	〃
農地・水保全課	平成23年9月2日	〃
森林・林業総室	平成23年8月24日	〃
全国豊かな海づくり 大会推進課	平成23年9月1日	〃
農林総合研究所		
企画総務部	平成23年4月20日	実地監査
農業試験場	平成23年4月19日	〃
園芸試験場	平成23年4月20日	〃
畜産試験場	平成23年4月19日	〃
中小家畜試験場	平成23年4月20日	〃
林業試験場	平成23年4月19日	〃
水産課・とっとり賀 露かっこ館	平成23年9月1日	〃
鳥取家畜保健衛生所	平成23年3月18日	〃
倉吉家畜保健衛生所	平成23年4月19日	〃
西部家畜保健衛生所	平成23年4月27日	〃
境港水産事務所	平成23年4月20日	〃
水産試験場	平成23年4月19日 及び20日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

コ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県土総務課	平成23年9月7日	実地監査
技術企画課	平成23年8月4日	〃
道路企画課	平成23年9月2日	〃
道路建設課	〃	〃
河川課	平成23年8月24日	〃
治山砂防課	平成23年8月23日	〃
空港港湾課	平成23年9月2日	〃
鳥取空港管理事務所	平成23年6月14日	〃
鳥取港湾事務所	平成23年6月15日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

サ 行政監察監

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
行政監察課	平成23年9月2日	実地監査
公益法人・団体指導課	〃	〃
工事検査課	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

シ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
東部総合事務所		
県民局	平成23年7月14日	実地監査
県税局	〃	〃
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農林局	平成23年7月15日	〃
県土整備局	〃	〃
八頭総合事務所		
県民局	平成23年5月19日	実地監査
農林局	〃	〃
県土整備局	〃	〃
中部総合事務所		
県民局	平成23年7月21日	実地監査
県税局	〃	〃
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農林局	平成23年7月22日	〃
県土整備局	〃	〃
西部総合事務所		
県民局	平成23年7月14日	実地監査
県税局	〃	〃
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農林局	平成23年7月15日	〃
県土整備局	〃	〃
日野総合事務所		
県民局	平成23年5月18日	実地監査
福祉保健局	〃	〃
農林局	平成23年5月19日	〃
県土整備局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 土木使用料（道路占用料等）及び電柱敷に係る行政財産使用料について、調定が遅延しているものがあつた。（東部総合事務所県土整備局）
- 工事請負契約に係る契約保証金等について、払戻を行っていないもの及び保管内訳が不明なものがあつた。（東部総合事務所県土整備局）
- 平成20年度根安春米（春米工区）林道伐採木集材作業委託契約に係る契約保証金について、業務が完了しているにもかかわらず、払戻を行っていなかった。（八頭総合事務所農林局）

ス 会計管理者

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
会計局	平成23年9月2日	実地監査
庶務集中局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

セ 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企業局	平成23年7月7日及び8日	実地監査
東部事務所	〃	〃
西部事務所	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があつた。

ソ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
病院局	平成23年7月7日	実地監査
中央病院	〃	〃
厚生病院	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があつた。

[指摘事項]

- 小児科医師への外来診療に係る時間外勤務手当について、時間外勤務をさせているにもかかわらず支出していないものがあつた。（厚生病院）

タ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
教育総務課	平成23年9月7日	実地監査
福利室	〃	〃
教育環境課	平成23年9月1日	〃
小中学校課	平成23年8月23日	〃
特別支援教育課	平成23年8月24日	〃
教育センター	平成23年6月15日	〃

高等学校課	平成23年8月24日	〃
家庭・地域教育課	平成23年8月4日	〃
図書館	平成23年6月23日	〃
人権教育課	平成23年8月23日	〃
文化財課	平成23年9月2日	〃
博物館	平成23年6月23日	〃
スポーツ健康教育課	平成23年9月2日	〃
東部教育局	平成23年8月23日	書面監査
中部教育局	平成23年4月20日	実地監査
西部教育局	〃	〃
船上山少年自然の家	平成23年7月8日	〃
大山青年の家	平成23年4月19日	〃
埋蔵文化財センター	平成23年6月23日	〃
むきばんだ史跡公園	平成23年6月8日	〃
鳥取東高等学校	平成23年3月17日	〃
鳥取西高等学校	平成23年3月18日	〃
鳥取商業高等学校	平成23年7月13日	書面監査
鳥取工業高等学校	平成23年8月2日	〃
鳥取湖陵高等学校	平成23年7月28日	〃
鳥取緑風高等学校	平成23年8月23日	〃
青谷高等学校	平成23年3月17日	実地監査
岩美高等学校	平成23年3月18日	〃
八頭高等学校	平成23年7月13日	書面監査
智頭農林高等学校	平成23年7月28日	〃
倉吉東高等学校	平成23年8月2日	〃
倉吉西高等学校	平成23年3月17日	実地監査
倉吉農業高等学校	平成23年8月23日	書面監査
倉吉総合産業高等学校	平成23年4月19日	実地監査
鳥取中央育英高等学校	平成23年3月17日	〃
米子東高等学校	平成23年8月15日	書面監査
米子西高等学校	平成23年4月20日	実地監査
米子高等学校	平成23年3月18日	〃
米子南高等学校	〃	〃
米子工業高等学校	〃	〃
米子白鳳高等学校	平成23年7月28日	書面監査
境高等学校	平成23年7月26日	〃
境港総合技術高等学校	平成23年8月23日	〃
日野高等学校	平成23年8月8日	〃
鳥取盲学校	平成23年3月17日	実地監査
鳥取聾学校	平成23年8月2日	書面監査
鳥取養護学校	平成23年3月18日	実地監査
白兔養護学校	平成23年7月26日	書面監査
倉吉養護学校	平成23年3月17日	実地監査
皆生養護学校	平成23年8月23日	書面監査
米子養護学校	平成23年3月18日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 博物館使用料（入館料）に係る過不足現金について、過誤納金の受入れ及び現金の亡失に係る処理を行っていなかった。（博物館）
- 建物使用等に係る行政財産使用料について、調定金額に誤りがあった。（埋蔵文化財センター）
- 模擬試験会場の使用に係る冷暖房加算額及び共同住宅への進入路敷地の行政財産使用料について、調定金額に誤りがあった。（米子西高等学校）

チ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	平成23年9月7日	実地監査
鳥取警察署	平成23年4月19日	〃
郡家警察署	平成23年6月14日	〃
智頭警察署	平成23年8月31日	書面監査
浜村警察署	平成23年6月7日	実地監査
倉吉警察署	平成23年8月31日	書面監査
八橋警察署	平成23年8月31日	〃
米子警察署	平成23年4月20日	実地監査
境港警察署	平成23年6月8日	〃
黒坂警察署	平成23年8月31日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ツ 委員会等

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
監査委員事務局	平成23年9月6日	実地監査
人事委員会事務局	平成23年9月1日	〃
労働委員会事務局	平成23年8月23日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

テ 県議会事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県議会事務局	平成23年9月6日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 政務調査費に係る交付金について、交付金額に誤りがあった。（県議会事務局）

1 総務部

(1) 補助事業の実施に係る事務手続の周知について（財政課）

補助金等に関する事務の適正化については、平成21年度に実施した定期監査の意見に基づいて事務処理の改善や実態に応じた補助金交付要綱の見直しを行った結果、不適正な事務処理は大幅に減少している。

しかし、平成23年度に実施した定期監査においても、交付申請書等の受理の遅延、着手届及び完了届の未受理、変更の承認を受けないで事業完了している等の不適正な事例が見受けられた。

これらの不適正事務の原因の多くは一次的には事務を行う補助事業者によるものであるが、補助事業者の中には小規模な団体や個人も多く含まれており、必要な事務手続を十分に理解していないため事務の不適正が発生していることが多いと考えられる。

については、わかりやすい補助金事務のフロー図等の作成及び配布をするなど、事務手続の周知を図りたい。

(2) 非常勤職員の配置について（人事企画課及び業務効率推進課）

近年、非常勤職員を多数雇用している。中でも、国の制度に基づく鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して多数雇用し、これらの非常勤職員が臨時的かつ緊急的な業務にとどまらず正職員の補助的な業務から正職員と同等の業務まで多種多様な業務を担っている状況にある。

しかし、この国の制度により雇用された非常勤職員は、制度終了に伴い平成23年度で雇用期間が終了することとされている。このため、非常勤職員を雇用している各職場において、非常勤職員の担っている業務や体制を再検討し、配置期間終了後も業務に支障が生じないようにする必要がある。

については、現状の業務実態を十分に検証し、国の制度が終了した後も業務に支障が生じることがないように対応されたい。

2 福祉保健部

(1) 総合事務所福祉保健局のあり方について（福祉保健課）

平成22年4月以降、日吉津村ほか8町において福祉事務所が設置され、平成24年4月には4町で設置予定である。

県から町村への事務の移管は、生活保護の決定・支援、母子生活支援施設等の入所決定及び児童扶養手当の認定・支給などを住民に身近なところで一体的に実施するメリットに着目して行っているが、本来移管に先行して検討しておくべき移管後の県の福祉保健局の役割や将来のあり方の検討が十分に行われていない。

一方、県の福祉保健分野の業務については、精神疾患の増加や中山間地域における福祉部門としての役割など、新たに取り組むべき課題も生じている。

については、町村福祉事務所設置等の動向を踏まえ、福祉保健局の業務を検証した上で、市町村福祉行政との役割分担や福祉保健局のあり方を検討されたい。

(2) ひとり親家庭等就業向上支援事業の成果継続について（子育て支援総室（青少年・家庭課））

本事業は、母子家庭の母が就業に役立つ資格を取得するため養成機関を受講する場合に、高等技能訓練促進費を支給し生活費の負担軽減を図ることにより、経済的な自立を支援する事業である。

国の経済対策で、研修期間の後半のみであった支給期間が全期間に延長されたことにより、支給対象者数及び取得した資格の種類は飛躍的に増加している。

このことは、修学期間中の生活費の不安が改善されるとともに、正職員としての就労に繋がるなど、母子家庭の経済的な自立を図る上で有効と考えられる。

については、事業の継続を国に要望するとともに、「子育て王国とっとり」の実現に向け、現在の支給水準が継続されるよう努められたい。

(3) 発達障がい児の早期発見及び早期療育について（子ども発達支援課）

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいが増加していることから、平成22年度に実施した定期監査において、発達障がいの分野における医師不足の解消や発達障がいへの理解及び支援のあり方を議論するよう意見を述べたところであるが、現状

においても次のような課題がある。

- ① 発達障がい、早期発見、診断及び療育が重要であるが、3歳児健診時又は5歳児健診時に把握した発達障がいの疑いが生じた子供について、保護者が我が子の障がいの疑いを受け入れたくないことなどから、専門機関等に受診する機会を失ったり、時間がかかるといった状況がある。
- ② 発達障がいの診断に対応できる医師や医療機関はもともと少なく、保護者や関係者に十分に周知されていない。
- ③ 個人情報保護の観点から、健診などで把握した発達障がい又はその疑いのある子供の情報が、市町村から幼稚園又は保育所に必ずしも伝えられておらず、個別支援のための関係者の連携の妨げとなっている事例も見受けられる。

については、保護者や関係者の理解を深める取組を強化するとともに、発達障がいの診断ができる医師の養成及び確保をし、発達障がいに対応できる医療機関を保護者や関係者に周知されたい。

また、発達障がい又はその疑いがある子供の情報が、市町村と幼稚園、保育所、学校等で、できる限り共有できるような仕組みづくりについて市町村と協議されたい。

(4) 看護教員の養成確保対策について（医療政策課）

看護師不足の解消に向け、看護教員を安定的に確保するという課題に対応するため、平成22年度に実施した定期監査において、福祉保健部と病院局との連携により看護教員を計画的に養成するよう意見を述べたところである。

平成23年度は、病院局の協力を得て看護教員養成研修の受講希望者を1名確保できたが、国で廃止となった研修コースの代わりとして依頼した他県の研修コースへの参加人数に制限があったため受講見送りとなった。

国は、看護教員養成研修の実施を廃止する一方で、看護教員養成の質と量の平準化を図る観点から地域ブロック単位で調整し講習会を実施するよう求めているが、中国四国ブロックの受講希望者を受け入れる継続的で十分な実施体制の調整は行われていない。

看護教員の養成は、本県をはじめ各県に共通した課題であり、これまで同様に国が直接養成するか、又は、国が責任をもって地域ブロック内の研修体制を構築する必要があると考える。

また、平成23年度から倉吉総合看護専門学校の新設が10名増員されたが、看護師としては看護教員よりも病院勤務の継続を希望する意向が強いこと等により、看護専門学校での看護教員の確保が困難な状況にある。

については、看護教員養成研修の継続的な実施について国に強く要望するとともに、中国地方知事会や関西広域連合と連携しながら早急に看護教員の養成体制を確保されたい。

また、看護教員の資格取得を促進するため、看護教員になることの動機付けの方策について、関係機関と連携し検討されたい。

(5) 医療費適正化のための後発医薬品の使用促進について（医療指導課）

本県の1人当たりの医療費は全国平均を常に上回っているため、平成20年度に医療費適正化計画を策定し、医療費の適正化に取り組んでいる。

また、医療費総額に占める薬剤費の割合は低くないが、安価な後発医薬品への転換については情報不足や安定供給への懸念があり進んでいない。平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30パーセント以上にするという国の目標に対して、本県の実績は平成22年度で21.6パーセントと全国平均以下である。

このような中、県は、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を設置し、後発医薬品の使用状況等の現状把握及び普及啓発、情報提供の実施方法等について検討を行うとともに、国が作成したリーフレットを医療機関等へ配布する等の普及啓発を図っているが、十分に周知されているとは言い難いと思われる。

については、後発医薬品の情報を県民及び医療関係者に提供するとともに、県病院協会、県医師会及び県薬剤師会などに要請する等、後発医薬品の利用を促進されたい。

3 会計管理者

(1) 会計事務の改善について（会計指導課）

平成23年度に実施した定期監査では、未だに多くの会計事務に関する不適正な事務処理が見受けられた。

については、次のことについて、事務処理が適正かつ効率的に行えるよう事務の改善を検討されたい。

ア 現金（証券）領収証書の取扱いについて

現金（証券）領収証書の取扱いに関し、表紙に番号・部数等を記載していない等の不適正な事務処理が多く見受けられたので、表紙に注意事項（番号・部数の記載欄や記載方法等）を予め印刷するなどして、不適正事務の発生防止に努められたい。

また、現金（証券）領収証書は年度ごとに100部綴りとなっているが、半分以上が未使用のまま残る機関が見受けられたので、状況に応じた部数とするなどの運用を検討されたい。

イ 現金の引継事務について

「分任出納員が現金を受領した場合は出納員に引き継ぎ、出納員が指定金融機関に払い込む」こととなっているが、分任出納員が受領した現金を出納員に引き継ぐことなく、自らが出納員名で指定金融機関へ払い込んでいる事例が見受けられた。

現金の取扱いは、特に厳正な事務処理を行う必要があることから、現金の引継事務が適正に行われるよう注意喚起されたい。

ウ 遅延利息及び違約金の率の契約書への記載について

遅延利息や違約金の率については、契約書に具体的な率を記載することとなっており、その率は毎年変更されている。このため、誤って過去の率を契約書に記載して契約を締結している事例が見受けられたので、契約書の遅延利息等の条項の記載を「鳥取県会計規則第120条に規定する率」と改正する等、誤りが減少する方策を検討されたい。

(2) 保守管理委託契約に係る予定価格の設定について（会計指導課）

平成23年度に実施した定期監査の重点事項として、予定価格が100万円以上の委託契約（建設工事に関する設計、調査及び測量の委託を除く。）566件について予定価格の積算方法を確認したところ、中央監視盤、電話交換機の保守管理の契約等で相手方からの参考見積額をそのまま予定価格として随意契約を行っているものが見受けられた。

設備や機器の保守管理業務は、大半が設置業者でなければ実施できないものであり、随意契約もやむを得ないと考えるが、予定価格を積算するための知識を持った職員のいない機関では、相手方の提案どおり契約金額が決定されるおそれがある。これらの契約を実態に応じた契約額とするためには、予定価格を適切に設定することや将来の保守管理経費を考慮して契約額を決定する必要がある。

については、設備や機器の保守管理契約を随意契約による場合の予定価格が適切に設定されるよう、専門的な知識を持った機関で審査を行う等の方法を検討するとともに、新たに設備や機器を設置する際には、将来の保守管理経費を考慮した経済的な発注を行うよう検討されたい。

4 教育委員会

(1) 心の病気を抱える教職員への対応について（福利室（教育総務課））

近年、各職場において心の病気を抱え長期休業している職員が増加しており、メンタルヘルス対策として、知事部局及び警察本部では意識啓発、発症予防、早期発見・早期対応、療養支援、復職支援及び再発予防等の各種対策を講じており、一定の成果を上げている。

一方、教育委員会でも各種対策が講じられているが、知事部局及び警察本部では30日以上長期病気休業者の状況を把握し、主治医等と連携したきめ細かな療養支援を早期に実施しているのに対し、教育委員会では、県立学校の教職員等の30日以上長期病気休業者の報告は受けているが、きめ細かな療養支援を行う体制はとられていない。さらに、小中学校の教職員については、任命権は県教育委員会にあるものの、健康管理を含めた服務監督は市町村教育委員会の所管であるため、県教育委員会では任命権者として、90日以上休職者に対する復職支援を中心とした対応にとどまっている。

教職員の心の病気は、次世代を担う子どもたちの教育に大きく影響を及ぼすことから、早期に発見し、早期に対応することが極めて重要である。

については、市町村教育委員会と連携し、心の病気を抱える教職員の実態を把握するとともに、早期に対応するための役割や方策を協議し、各教育局も含めて、心の病気のきめ細かな健康管理のあり方について検討されたい。

(2) 特別支援教育の充実等について（特別支援教育課及び高等学校課）

特別支援学校の教員は、特別支援学校の教員免許が必要であるが、免許を所有していない教員がいる。これは、小中学校等の教員免許を所有していれば「当分の間」特別支援学校の教員となることができるとされていることによるものである。

一方、特別な支援を必要とする児童生徒が増加している中で、高等学校においては、中学校からの個人情報 の円滑な伝達が行われていないことや体制整備への対応が遅れていること等により、障がいのある生徒の受入れや卒業後への対応が、不十分となっている。

高等学校課ではこれらに対処するため、教員を大学等に派遣して発達障がいのある生徒に適切に対応できる知識を有する教員を養成するとともに、東部地区、中部地区及び西部地区のそれぞれに特別支援教育推進モデル校を指定して特別支援コーディネーターを配置し、支援体制整備に取り組んでいるが、まだ緒についたばかりで十分とは言い難い。

また、個人情報の円滑な伝達が行われていないのは、個別の教育支援計画の意義や高等学校における取組が、中学校や保護者に十分伝わっていないことにより、障がいに係る個人情報を高等学校へ提供しようというインセンティブが働いていないことが考えられる。

については、多くの教員が特別支援学校の教員免許を取得することを推奨して、障がいのある児童生徒に対して組織全体で対応できる体制を検討されたい。

また、保護者等の理解を深め、高等学校入学の際の個人情報の円滑な伝達を図るとともに、就学時から就労又は進学までの一貫した支援の仕組みを構築し、特別支援教育の充実等に取り組まされたい。

(3) 養護学校の実習生産品に係る事務処理について（教育環境課）

養護学校では生産品に係る事務処理は、県立高等学校実習生産品等会計事務取扱要領に準じて実施している。

各養護学校では生産品の種類をあまりにも細かく分類しているため、事務処理に多大な労力をかけている。

商品となりうる物品の生産、販売等を行うことを通じて職業人を育成しようとする高等学校の実習と異なり、養護学校では生徒の自主性と生産する過程を重視し、市中で商品となるような生産品の販売を目的としていないため様々な種類の生産品があり、高等学校と同一のルールで事務処理を行うと非常に煩雑となる。

また、一部の養護学校では、生産時に帳簿に登載せず、売却時に生産されたような事務処理を行う等、定められたルールと異なる事務処理を行っている状況が見受けられた。

については、養護学校における生産品作成の目的を再確認し、不適正な経理処理を防止しつつ、事務の簡素・合理化の観点から事務処理のあり方について検討されたい。